

平成29年 第8回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年7月20日(木) 10時00分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 全員協議会室
3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

副市長 橋本 謙治
 事務局次長 岡本 正洋
 事務局 阿部 真土、井上 義雅

○欠席委員 なし

4. 議事日程

- 第1 市長招集挨拶
 - 第2 自己紹介
 - 第3 臨時議長の選出について
 - 第4 会長及び会長職務代理者の選出について
 - 第5 会長及び会長職務代理者あいさつ
 - 第6 議席の決定について
 - 第7 議事録署名人選出
 - 第8 付議案件について
- 議案第44号 愛媛県農業会議会員の選出について
 議案第45号 地区分担について
 議案第46号 部会の設置及び構成について
 議案第47号 農業者年金地区別加入推進構成員の決定について

議案第 48 号 農地利用最適化推進委員の決定について

議案第 49 号 会議規則の一部改正について

第 9 その他

- ・ 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担について
- ・ 7月のあっせん会議について
- ・ 慰労会について
- ・ 平成 29 年第 9 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局次長 ただいまから、平成 29 年第 8 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は 19 人全員で総会成立の定足数に達しております。
また、本総会は、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により、八幡浜市長が招集しています。

それでは、八幡浜市長から招集のご挨拶を申し上げます。

(橋本副市長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。では、最初の総会でございますので、順次、自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

事務局次長 ありがとうございます。ここで、誠に申し訳ございませんが、副市長は他の公務がございますので、退席をさせていただきます。

(橋本副市長退席)

事務局次長 それでは、会長及び会長職務代理者が決定するまでの臨時議長を選出させていただきます。

慣例によりまして、出席委員の中で最年長の方をお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

(拍手により承認)

事務局次長 では、最年長委員であります「若松 勲」委員をお願いいたします。

(「若松 勲」臨時議長挨拶)

臨時議長 それでは、日程第4「会長及び会長職務代理者の選出について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局次長 会長及び会長職務代理者の選出は、農業委員会等に関する法律第5条の規定により各委員の互選によることとなっています。
互選の方法には、選挙による方法と指名推選の方法がございますが、当委員会では、これまで、指名推選にて選出をしています。
以上です。

臨時議長 ただ今、事務局から説明がありましたように、八幡浜市農業委員会では、指名推選の方法をとっているようであります。
おはかりします。
互選の方法については、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、互選の方法については、指名推選とすることに決定しました。
では、指名の方法について、事務局案があるようですので、事務局の説明を求めます。

事務局次長 ただ今、お配りをした資料をご覧ください。
指名の方法について、当委員会では、これまで、各地区から選考委員を選出し、その選考委員によって候補者の指名を行い、全員に同意を求めるという方法をとっています。
各地区からの選考委員については、慣例により矢野崎・日土地区から1人、千丈・神山・双岩地区から1人、舌田・川上・真穴地区から1人、保内地区から2人の合計5人を選出しています。
なお、立会人は、臨時議長にお願いをしています。
今回の指名推選につきましても、同様の方法をとることをご提案申し上げます。
以上です。

臨時議長 　ただ今、指名の方法について、事務局案の説明がありました。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

臨時議長 　ご異議なしと認めます。よって、指名については、各地区から選出された5人の選考委員が行うことに決定しました。

では、それぞれの地区に集まって、選考委員の選出をお願いします。
決定次第、事務局へ伝えてください。

暫時休憩します。

(休憩)

臨時議長 　再開いたします。

それでは、各選考委員が決定しましたので、事務局から報告を求めます。

事務局次長 　それでは報告させていただきます。

矢野崎・日土地区「萩森 敏久」委員、千丈・神山・双岩地区「岡善男」委員、舌田・川上・真穴地区「正本 勝彦」委員、保内地区「土居 敬幸」委員、「柴田 紳一郎」委員以上5人の方に決定しました。

臨時議長 　報告のとおりです。選考委員のみなさんは、これより別室にて選考をお願いいたします。

暫時休憩します。

(休憩)

臨時議長 　再開いたします。

会長及び会長職務代理者の選考が終了しましたので、選考委員の代表者から指名をお願いします。

岡 委 員 　選考委員の最年長ということで、私に取りまとめをさせていただきました。岡でございます。

それでは、選考の結果を申し上げます。

会長を今度4期目ということで、「二宮 政明」委員をお願いをし

ております。

そして、会長の職務代理は3期目の「正本 勝彦」委員にすることで決定をしました。すべての選考委員全会一致ということで気持ち良く決まりましたので、総会において皆様に諮って頂きますようよろしくお願ひします。

臨時議長

ありがとうございました。

ただ今、選考委員の代表から、会長及び会長職務代理者の指名がありました。

お諮りします。「二宮 政明」委員を会長の当選人と定めることに、「正本 勝彦」委員を会長職務代理者の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

臨時議長

ご異議なしと認めます。

よって、「二宮 政明」委員が会長に、「正本 勝彦」委員が会長職務代理者に当選されました。

日程第5「会長及び会長職務代理者あいさつ」。

ただ今、決定いたしました会長及び職務代理者が本席におられますので、就任のご挨拶をお願いいたします。

(「二宮 政明」会長挨拶)

(「正本 勝彦」会長職務代理者挨拶)

臨時議長

以上をもって、臨時議長としての私の職務は終了いたしました。

ここで、退席させていただきます。ご協力ありがとうございました。暫時休憩します。

(休憩)

議長

再開いたします。

八幡浜市農業委員会会議規則第4条により、会長が議長を務めることになっているようですので、これより、日程に従いまして、会を進めさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、日程第6「議席の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

- 事務局次長 事前にお配りしています参考資料の1ページをご覧ください。
八幡浜市農業委員会会議規則第7条に、議席は地区別とすることが規定されています。
ただ今、着席をいただいているとおり、農協の旧支店ごとに、矢野崎、千丈、神山、双岩、舌田、川上、真穴、日土、喜須来、川之石、宮内、磯津の順に決定をさせていただきたいと思います。
参考資料の3ページに、議席順の名簿案を掲載しています。ご確認をお願いします。
以上です。
- 議 長 ただ今の説明について、何かご意見・ご質疑等ございませんか。

(意見・質疑等なし)
- 議 長 おはかりします。
議席の決定については、ただ今、着席のとおりとしてご異議ございませんか。

(異議なし)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議席の決定については、ただ今、着席のとおりとすることに決定をいたしました。
次に、日程第7「議事録署名人の選出」を行います。
議事録署名人は、議長において指名をすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)
- 議 長 それでは、本日の議事録署名人としまして、「1番、川本 英治委員」、「2番、木下 弘一委員」の両名を指名いたします。
よろしく申し上げます。
次に、日程第8「付議案件について」、議案第44号「愛媛県農業会議会員の選出について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは、議案書の1ページ、参考資料は4ページをご覧ください。
農業委員会組織については、法に基づいて3段階に設置されています。その内、愛媛県農業会議の普通会員として、定款により、県内の市町に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した委員で構成することが定められており、通常、各委員会から会長が選出をされています。以上です。

議 長 ただ今の説明について、何かご意見・ご質疑等ございませんか。

(意見・質疑等なし)

議 長 おはかりします。
愛媛県農業会議の会員として、当委員会から、会長を選出することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。
次に、議案第45号「農業委員会の地区分担について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書2ページをご覧ください。
農業委員は、市内全域の農地管理を担い、農業振興に寄与していくわけですが、個別の案件につきましては、それぞれ出身の地区を中心に担当をお願いしたいと思います。
各委員の地区分担案を一覧にしていますので、ご意見を求めます。以上です。

議 長 ただ今の地区分担案について、何かご意見・ご質疑等ございませんか。

(意見・質疑等なし)

議 長 おはかりします。
農業委員の地区分担について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。
次に、議案第46号「部会の設置及び構成について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局次長

部会につきましては、これまでの設置内容等についてご説明いたしますので、今後の設置及び構成についてご意見をいただきたいと思えます。

参考資料の5ページをご覧ください。

農業委員会には、法令に基づき、一又は二以上の部会を設置することができますが、委員構成には基準が設けられており、定数は条例で定めることとなっています。これに対し、当委員会の部会においては、会長が特に必要と認めた案件について、委員会活動を効率的に行うため、主に総会提出議題の事前協議の場として設置をしており、法的な権限をもたせる部会ではなく、任意の部会という形式を取っています。

議案書の3ページをご覧ください。

2の部会内容にあるとおり、当委員会では、これまで、農地部会と農政部会の2つの部会を設けています。その内、農地部会では、農地法等の権限に属された農地利用に関する事項をご協議いただいております。一方、農政部会では、委員会の啓発活動及び研修等の計画・立案に関する事項をご協議いただいております。主に、委員会だよりの作成や県外研修等の事前協議を行っております。

定数については、半数ごとに分かれています。構成については、原則、同一地区の委員でご協議いただき、いずれかの部会に属してもらっています。

また、それぞれの部会に部会長及び副部会長を選任いただいております。なお、副部会長については、部会を招集するまでも無い軽微な問題等が発生した場合ご協議いただくため、2名ずつとしています。

以上、これまでの部会の設置内容等についてご説明いたしました。今後の設置及び構成についてご意見をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明について、何かご意見・ご質疑等ございませんか。

総会のスムーズな進行のために、八幡浜市では事前にこういった部会を設けておるのですが、ご意見ございませんでしょうか。

(意見・質疑等なし)

議長 それでは、まず、部会の設置についておはかりします。
当委員会に任意の部会を設置することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、当委員会に任意の部会を設置することに決定をいたしました。

次に、部会の内容についておはかりします。

当委員会に農地部会と農政部会を置き、それぞれの協議内容及び定数を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、当委員会に農地部会と農政部会を置き、それぞれの協議内容及び定数を、原案のとおりとすることに決定をいたしました。

では、部会の構成員について、事務局の説明を求めます。

事務局次長 参考資料の6ページをご覧ください。

19名を2つの部会に分けるため、名簿の組み合わせのとおり、地区担当がお二人のところは、同一地区の委員同士でご協議いただき、どちらの部会に属するかを決めていただきたいと思います。

また、地区担当がお一人の委員についても、名簿の組み合わせによってご協議いただきたいと思います。

なお、「5番、森委員」については、担当地区の農地転用案件が多いことから、協議なしで農地部会に属していただくことをご提案申し上げます。以上です。

議長 ただ今の説明について、何かご意見・ご質疑等ございませんか。

(意見・質疑等なし)

議長 特に、ないようでしたら、名簿の組み合わせによって、部会構成員について、それぞれ振り分けをご協議いただきたいと思います。決まりましたら、事務局まで伝えてください。
暫時休憩します。

(休憩)

議長 再開します。
部会の構成員が決まりましたので、事務局から報告をお願いします。

事務局次長 それでは、報告させていただきます。
「川本委員」農地、「木下委員」農政、「岡委員」農政、「樋田委員」農地、「森委員」農地、「河野委員」農政、「矢野委員」農地、「正本委員」農地、「鎌田委員」農政、「松良委員」農地、「大本委員」農政、「長岡委員」農政、「萩森委員」農地、「二宮委員」農政、「若松委員」農地、「橋岡委員」農地、「土居委員」農政、「清水委員」農地、「柴田委員」農政。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。部会の構成員については、報告のとおりといたします。
次に、部会長1名、副部会長2名を選任いただきます。では、それぞれ部会ごとに集まってご協議ください。決まりましたら、事務局まで伝えてください。
暫時休憩します。

(休憩)

議長 再開します。
部会長及び副部会長が決まりましたので、事務局から報告をお願いします。

事務局次長 それでは、農地部会から報告させていただきます。
農地部会長「萩森 敏久」委員、農地副部会長「樋田 都」委員、「森博文」委員。
農政部会です。農政部会長「土居 敬幸」委員、農政副部会長「岡 善

男」委員、「河野 誠子」委員。

以上でございます。

議 長

ありがとうございます。

それでは、部会長及び副部会長に、就任のごあいさつをお願いいたします。

まずは、農地部会からお願いします。

(「萩森」農地部会長挨拶)

(「樋田」農地副部会長挨拶)

(「森」農地副部会長挨拶)

議 長

続きまして、農政部会お願いします。

(「土居」農政部会長挨拶)

(「岡」農政副部会長挨拶)

(「河野」農政副部会長挨拶)

議 長

ありがとうございます。

次に、議案第47号「農業者年金地区別加入推進構成員の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは、議案第47号について説明します。

八幡浜市農業委員会では、農業者の老後生活の安定を図るため、農業者年金の加入推進を行っております。

具体的には、市内を5つの地区に分け、農業委員、JA にしうわの農業者年金担当者及び農業委員会事務局職員を構成員とする「地区別加入推進班」を設置し、効果的に加入推進をしたいと考えております。

参考資料の7ページをご覧ください。担当地区についてです。

平成28年度は、旧保内地区全域を1地区としておりましたが、平成29年度は議案書4ページのとおり旧保内町の喜須来地区と日土地区を1地区とし、担当委員数の調整を図っております。

次に、農業者年金加入推進部長及び加入推進会議についてです。

総会終了後「地区別加入推進班」ごとに協議していただき、次回の農業員会総会までに部長及び推進会議の日程、開催場所について事

務局まで報告を頂けたらと思います。

なお、開催場所につきましては、地域事情等もございますので、前任の委員等にご相談をいただき決定していただければと思います。説明は以上となりますが、本日、議案第47号で議決いただく内容としましては、地区別加入推進班が担当する地区は、これでよいか。農業委員の振り分けはこれでよいかご審議を願います。

以上です。

議長 　　ただ今の説明について、何かご意見・ご質疑等ございませんか。

3番 　　旧八幡浜市ですが、農業委員の定数が減ったということで、私の地区は6名いたのですが、今回4名となり、神山地区は3名となった。できることなら、一度に加入推進することはできないのでしょうか。

事務局次長 　　地区別の加入推進会議等々を設ける場合に前回28人から今回19人になったことで、おっしゃられるとおり多忙となっております。

地区の方はこのように分けさせてはいただいたんですけども、合同での開催とか、そういう話はこの間ときに日土の方からも話を頂いておりましたので、できましたら各地区で日程調整していただいて、流動的にしていただいても結構かなというふうに事務局では考えております。

以上であります。

議長 　　そのような説明でよろしいでしょうか。

それは、日土と旧保内も一緒に会議にしてはどうかという意見も出ると思うんですけども、萩森委員どうですか。

13番 　　一緒の方が、手間がないと思うので、今までは日土が単独で実施しており、少なかったんですが、今回一緒にやれるようでしたら一緒にしたいと思います。

議長 　　ただ、加入推進部会長さんの問題があろうかと思えます。

今まで、研修の方に松山に5人ほど行きよったと思えます。それが、今の状態でいえば3人になってしまうので、地区としてはこのままの5つの地区から部長を出し、そして推進に関しては合同で行うという形がどうかと思うのですが、事務局どうですか。

事務局次長 先ほど議長から話のありましたように、そういった案もあろうかと思えます。事務局からの話をさせてもらいましたら、年金の加入推進につきましては、活動実績をまとめまして、報告とかもあります。できましたら、地区活動というのは実際にやって頂きたい。そのやり方については、工夫をしているということでやって頂くと非常にありがたいかなと思っております。

議長 お諮りいたします。
「農業者年金地区別加入推進構成員の決定について」ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。
次に、議案第48号「農地利用最適化推進委員の決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。
改正農業委員会等に関する法律の施行に伴い、この度、担当地区における担い手への農地利用集積や、耕作放棄地の防止・解消などの業務に取り組む農地利用最適化推進委員が新設されました。
みなさん方農業委員は、市町村長が任命するのに対し、こちらの推進委員は、農業委員会が委嘱をします。当委員会の定数は17人で、ご提案申し上げる候補者は、議案書に掲載をしておいております。では、候補に至る経緯をご説明します。
参考資料の8ページと9ページをご覧ください。
農業委員及び推進委員の公募は、法令に基づき本年2月10日から3月9日まで行い、推進委員については、定数を一人超過する18人の推薦・応募がありました。
10ページをご覧ください。
候補者の評価についての資料です。3月27日に候補者評価委員会を開催して、評価及び意見を11ページのようにまとめました。評価結果については、地元農家及び関係団体から推薦があった候補者は、概ね高い評価を得て、唯一の応募者は、厳しい評価となりました。評価点が低くなった要因は、農業経営実績がほとんどないことによるも

のです。

農業委員会への意見としては、届出番号2から18までの17人を候補者とすることが適当としており、本日、その17人を推進委員としてご提案申し上げます。

以上です。

議長 推進委員の方は農業委員会の方で決定するということです。
ただ今の説明について、何かご意見・ご質疑等ございませんか。

(意見・質疑等なし)

議長 では、おはかりします。
農地利用最適化推進委員の決定について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。
次に、議案第49号「八幡浜市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局次長 参考資料の12ページをご覧ください。
この度、推進委員が新設されたことに伴い、総会と推進委員の関係を定めた法に基づいて、当委員会の会議規則を改正するものです。
法にあるように、総会は推進委員に対し、いつでもその活動について報告を求めることができ、推進委員も総会に出席して意見を述べることができます。

新旧対照表の右側改正前のとおり、当委員会の会議規則では、農業委員の規定しかありませんので、左側改正後にあるように、会議の招集を会議の招集等に改めて推進委員の出席に関する文言を加え、発言についても、推進委員に関する文言を加えたいと思います。

議案書8ページをご覧ください。

所要の改正を記したものが、こちらの改正規則です。なお、施行日は公布の日としています。

以上です。

議長 　　ただ今の説明について、何かご意見・ご質疑等ございませんか。

（意見・質疑等なし）

議長 　　では、おはかりします。
八幡浜市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 　　ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。
以上で、本日の総会にて提案をしました議案全ての審議が終了しました。
続きまして、日程第9「その他について」事務局からお願いします。

（その他について説明及び審議）

議長 　　それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 　　11時10分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年7月20日

会 長 　　二 宮 政 明

臨 時 議 長 　　若 松 勲

議事録署名人 　　川 本 英 治

議事録署名人 　　木 下 弘 一